

○確定申告書の控えについて

確定申告書の控えに税務署の受付印をもらうことにより、正式な所得の証明書類として利用できます。確定申告書の控えに税務署の受付印が押されたものが必要な場合は、返信用封筒と切手が必要となりますので、申告相談の際にご持参ください。

○未申告の場合

申告の必要な方が申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費の自己負担限度額が高くなる、国民年金の免除申請ができない、といった不利益が生じる場合があります。また、未申告のままでは所得証明書などを発行することはできません。

■公的年金等を受給されている方について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要がありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

給与支払報告書の提出について

令和4年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。

提出期限は、令和4年1月31日となっていますので、お早めに提出願います。

なお、給与支払報告書の提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネット上を通じて行うことができますのでご利用下さい。

【お問い合わせ先】

日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184
日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ 電話 01457-6-2001
苫小牧税務署 電話 0144-32-3165

苫小牧税務署からのお知らせ

【確定申告のお知らせ】

右表のとおり確定申告会場を開設します。

なお、確定申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」(会場で当日配付もしくは国税庁LINE公式アカウントで事前発行)が必要となります。

また、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

ご来場の際には、マスクの着用や手指の消毒などにご協力をお願いします。

なお、入場時にLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面若しくは当日配付した「入場整理券」を確認しますので、必ずお持ちください。

また、指定された時間に遅れた場合は入場できない場合があります。会場の混雑状況によっては、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

申告相談会場	苫小牧市労働福祉センター 苫小牧市末広町1丁目15番7号
開設期間	令和4年2月1日(火)から 令和4年3月15日(火)まで (ただし、土・日曜日・祝日等を除く)
相談受付時間	午前9時から午後4時まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から混雑を避けるため、本年に限り上記の期間で開設します。 ・申告のご相談は、会場を開設する2月1日(火)以降にお越しください。 ・会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類をご持参ください。 ・作成済みの確定申告書は、郵送等により税務署に提出してください。

【お問い合わせ先】

苫小牧税務署 電話 0144-32-3165 (自動音声でご案内します。)
〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目4番17号



国税庁のLINE公式
アカウント

水道管凍結多発！水道管凍結にご注意ください

昨年末から現在まで、例年に無い寒波の影響で水道管の凍結が多発しています。気温がマイナスになると日中でも凍結する場合がありますため、外出時や長期不在の場合は水抜栓を操作し水落としをしてください。水抜栓操作をして蛇口を開くことにより水落としをすることができます。

万が一、凍結してしまった場合は、下記の日高町給水装置工事指定事業者に連絡し修理依頼をしてください。すぐに対応できない場合もありますので、各ご家庭で注意してください。

地区	業者名	電話番号	地区	業者名	電話番号
富川	工藤設備工業(株)	01456-2-1775	厚賀	(株)中村産業	01456-5-6655
	(株)豊島組	01456-2-1387		(株)ナヴィズ福岡	01456-5-2333
	(有)門別清掃社	01456-2-0382	日高	(株)日栄工業日高支店	01457-6-7010
	佐々木設備	01456-3-1340		(株)尾関工業	01457-6-3540
	(株)浜口	01456-2-2555		松浦電機(株)	01457-6-3230
本町	(有)大熊	01456-2-5252	※町外業者については、日高町ホームページに掲載しています。		

【お問い合わせ先】

(門別地区) 日高町水・くらしサービスセンター 上下水道グループ 電話 01456-2-1334
 (日高地区) 日高総合支所 地域経済課 地域経済グループ 電話 01457-6-2024

飼養衛生管理基準を遵守！ 家畜を病気から守りましょう！

飼養衛生管理基準は、家畜を所有する皆さんに最低限守っていただくべき事項を取りまとめたものです。この基準に従って日頃から衛生管理を行うことは、家畜の所有者に課せられた責任と義務です。大切な家畜を伝染病から守るため、基準の順守に積極的に取り組んでください。なお、趣味で家畜、家きんを飼養している方であっても基準順守の対象となります。

○家畜・家きんを飼養されている方へ

- ・飼養衛生管理基準は、家畜を健康に飼養するための共通ルールです。
- ・詳細は農林水産省のホームページで確認できます。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html

○町民のみなさまへ

- ・家畜の伝染病予防のため、農場の敷地内に無断で入らないでください。
- ・畜舎などの施設に入る場合は、消毒等農場のルールを守ってください。
- ・鶏や山羊等を飼っている場合は、「定期報告書」の提出が必要です。

【重点ポイント】

- ①飼養場所や畜舎に入出入りする人・車・資材等を介した病原体の侵入防止対策を徹底
- ②飼養場所や畜舎の野生動物侵入防止対策を徹底
- ③家畜の異常（特定症状）の早期発見、早期通報

【お問い合わせ先】

日高町役場 産業課 農政・畜産グループ 電話 01456-2-6185
 北海道日高家畜保健衛生所 電話 0146-42-1333